



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 11 号

今回のテーマ：財政部、医薬 77 社の会計検査へ---医薬業界の費用や発票に係る問題にメス

先日、財政部は医薬業界から 77 社を指定し、会計情報を検査する旨の緊急文書（財監 2019 18 号）を発表した。一般的に裏帳簿検査と言われる。財政部文書によると、医薬会社の費用の真実性、適合性（コンプライアンス）を確認するため、医薬会社のマーケティング活動に対し重点的に監督管理を行う。販売、代理、広告、コンサルティング等の関連会社を検査対象とし、必要に応じ、医療機関も検査対象とする。

主な検査内容は以下の通りである。

◆ 費用の真実性

- ・ 実際に発生した業務であり、十分な根拠に基づいて費用を計上したか。
- ・ コンサルティング費用、会議費、宿泊費、交通費などの発票を以て、多額の精算をしていないか。
- ・ 同一会社から大量・多頻度に発票を取得していないか。必要に応じ、発票発行会社も検査する。
- ・ 会議費の真実性について、例えば発票の内容、会議日時、参加者、会議場所などは合致するか。
- ・ 医療機関の会議費、事務費、設備購入費などを自社の費用として計上していないか。
- ・ コンサルティング費用、研究開発費、宣伝費などの名目で医療関係者にキックバックしていないか。

◆ 原価の真実性

- ・ 架空取引などで仕入原価を引き上げていないか。
- ・ 各薬品に配賦する製造費用の配賦基準は適正であるか。故意に製造原価を引き上げていないか。

◆ 収入の真実性

- ・ 増値税発票を利用して架空売上を計上していないか。
- ・ 架空売上について労務費などの形で医療機関にキックバックしていないか。

◆ その他

- ・ 医薬品の購入数量により医療機関若しくは医療関係者にリベートしていないか。
- ・ 在庫管理、契約書の締結、販売出荷、代金回収などのフローについて適切に管理しているか、架空の入出庫を繰り返していないか。

お見逃しなく：

今回の医薬業界への突然の検査では、費用、原価、収入の真実性を重要な検査対象としている。他業界も本検査対象について注視すべきである。企業は、業務に関連する税法法律、法規を熟知し、適正に収入、費用などの会計処理を行い、かつ定期的にヘルスチェックを実施しながら、このような突然の税務調査に対応できるよう備える必要がある。

以上

